

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年1月27日（令和2年（行個）諮問第9号）

答申日：令和2年10月5日（令和2年度（行個）答申第100号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私にかかる審査請求事件（東労基審収特定番号）について、令和1年特定日付けでなされた決定書にかかる一切合切の書面一式（甲号証，乙号証，丙号証を含む）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年9月6日付け東労発総個開第1-504号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

部分開示が請求人に届き、確認したところ、全てまっ黒の書面があり、内容が不明で困った。それ故に、本件では全開示を求めたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和元年8月10日付け（同月13日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対し処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年10月27日付け（同月28日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、不開示とすることが妥

当であると考える。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について（略）

（当審査会注）本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、別紙に掲げる計36文書であり、そのうち原処分における不開示部分があるのは、別表の1欄に掲げる文書27及び30ないし36の計8文書である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

文書27, 31, 32①, 33①, 34, 35①及び36①は、審査請求人以外の氏名、自署及び印影等である。これらは、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

文書30①, 32②, 33②, 35②及び36②は、特定労働基準監督署長に対して医師が提出した意見書及び診断書の内容並びに特定労働基準監督署の担当官が審査請求人以外の特定個人から電話聴取をした内容の記載である。

当該部分が開示された場合には、情報提供者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、これらの情報は、法14条2号本文（原文ママ）に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分を開示すると、提供者が心理的に大きな影響を受け、提供者が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、都道府県労働局及び労働基準監督署における労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 新たに開示する部分

原処分における不開示部分のうち文書30②及び32③は、法14条各号のいずれにも該当しないことから、新たに開示することとする。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分における不開

示部分のうち上記3(2)ウに掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年1月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月3日 審議
- ④ 同年9月10日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年10月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めるが、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分(別表の3欄に掲げる部分)について

文書32②は、乙第6号証(電話聴取書)の「内容要旨」欄の記載であるが、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、文書31の医師意見書のうち原処分において開示されている部分の記載について、当該医師の所属する医療機関の担当者が表記の誤りを訂正し、補正する内容であり、また、その一部は原処分の他の部分において開示されている情報と同様の内容であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性について

文書27, 31, 32①, 33①, 34, 35①及び36①には、審査請求人以外の特定の個人である医師等の氏名、署名及び印影が記載されている。これらは、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち、文書32①に記載された個人の氏名については、特定労働基準監督署の担当官の電話照会に回答した者の氏名であり、審査請求人が知り得るものとは認められない。また、その余の部分である医師の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。

このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

文書30①, 33②, 35②及び36②には、特定労働基準監督署長に対して医師が提出した意見書及び診断書の内容が記載されている。

これらの内容を開示すると、医師等の情報提供者が心理的に大きな影響を受け、提供者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙

- 文書 1 労働保険審査請求書
- 文書 2 甲第 1 号証（審査請求書別紙 1）
- 文書 3 甲第 2 号証（審査請求書別紙 2）
- 文書 4 甲第 3 号証（療養補償給付不支給決定通知）
- 文書 5 甲第 4 号証（診療情報提供書）
- 文書 6 甲第 5 号証（医師意見書①）
- 文書 7 甲第 6 号証（上申書）
- 文書 8 甲第 7 号証（文書 7 添付，開示決定等の期限の延長通知）
- 文書 9 甲第 8 号証（文書 7 添付，開示決定等の期限の延長通知）
- 文書 10 甲第 9 号証（文書 7 添付，医師意見書②）
- 文書 11 甲第 10 号証（文書 7 添付，論文抜粋①）
- 文書 12 甲第 11 号証（請求人意見書）
- 文書 13 甲第 12 号証（「証拠の提出」と題する書面）
- 文書 14 甲第 13 号証（文書 13 添付，診療録）
- 文書 15 甲第 14 号証（「証拠の提出_第 2」と題する書面）
- 文書 16 甲第 15 号証（文書 15 添付，診断書）
- 文書 17 甲第 16 号証（文書 15 添付，論文抜粋①）
- 文書 18 甲第 17 号証（文書 15 添付，論文抜粋②）
- 文書 19 甲第 18 号証（文書 15 添付，論文抜粋③）
- 文書 20 審査請求書の補正依頼
- 文書 21 補正書
- 文書 22 審査請求受理通知
- 文書 23 審査請求受理通知及び意見書提出依頼（監督署長宛）
- 文書 24 意見書及び証拠資料の提出について（審査官宛）
- 文書 25 文書 24 添付，監督署長意見書
- 文書 26 文書 24 添付，証拠資料一覧
- 文書 27 乙第 1 号証（療養補償給付たる療養の費用請求書（同一傷病分））
- 文書 28 乙第 2 号証（文書 27 添付，診療明細書及び領収書）
- 文書 29 乙第 3 号証（療養補償給付不支給決定通知）
- 文書 30 乙第 4 号証（調査結果復命書）
- 文書 31 乙第 5 号証（医師意見書③）
- 文書 32 乙第 6 号証（電話聴取書）
- 文書 33 乙第 7 号証（医師意見書④）
- 文書 34 乙第 8 号証（地方労災医員意見書）
- 文書 35 乙第 9 号証（診断書①）
- 文書 36 乙第 10 号証（診断書②）

- 文書 37 丙第 1 号証（監督署長意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取等について）
- 文書 38 丙第 2 号証（文書 37 に対する回答）
- 文書 39 丙第 3 号証（証拠となるべき資料等の提出について①）
- 文書 40 丙第 4 号証（証拠となるべき資料等の提出について②）

別表 不開示情報該当性

1 本件文書		2 原処分における不開示部分			3 2
文書 番号	文書名	頁	不開示部分	法14条各 号該当性等	欄のう ち開示 すべき 部分
文書 27	乙第1号証 (療養補償 給付たる療 養の費用請 求書(同一 傷病分))	70	診療担当者の印影	2号	—
文書 30	乙第4号証 (調査結果 復命書)	74ないし 78	① 「調査記録・調査内容」欄7 6頁38行目, 77頁20行目, 22行目, 35行目3文字目, 4 文字目, 6文字目, 8文字目及び 9文字目, 37行目	2号及び7 号柱書き	—
			② 「調査記録・調査内容」欄7 7頁35行目(上記①を除く。)	新たに開示	—
文書 31	乙第5号証 (医師意見 書③)	79ないし 83	79頁医師の自署並びに79, 8 0頁及び82頁の医師印影	2号	—
文書 32	乙第6号証 (電話聴取 書)	84	① 「通話の相手」の「氏名」欄	2号	—
			② 「内容要旨」欄の1行目ない し6行目	2号及び7 号柱書き	全て
			③ 「通話の相手」の「職業」及 び「電話番号」の各欄	新たに開示	—
文書 33	乙第7号証 (医師意見 書④)	85及 び86	① 85頁の医師の自署及び印影	2号	—
			② 86頁2行目	2号及び7 号柱書き	—
文書 34	乙第8号証 (地方労災 医員意見 書)	87	地方労災医員の自署及び印影	2号	—
文書 35	乙第9号証 (診断書 ①)	88	① 医師の自署及び印影	2号	—
			② 「就業治療の可否」及び「そ の他」の各欄	2号及び7 号柱書き	—

文書 36	乙第10号 証（診断書 ②）	89	① 医師の自署及び印影 ② 「治ゆ見込み年月日」欄3文字目，4文字目，6文字目，8文字目，9文字目，「就業治療の可否」欄	2号 2号及び7号柱書き	— —
----------	----------------------	----	---	-----------------	--------

（注1）文書1ないし文書36を通して順に1頁ないし94頁と付番したものを「頁」として記載した。

（注2）不開示部分の箇所の表記方法は，当審査会事務局において統一した。